

## 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートします

### 1. 市内の幼稚園、保育園(所)を利用する子どもたち

- **幼稚園、保育園(所)を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。**
  - 通園送迎費、食材料費(お米などの主食や、おかず・おやつなどの副食)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
    - 保育園(所)については、主食分と、これまで保育料に含まれていた副食分をまとめて保育園(所)にお支払いいただくこととなります。
    - 年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が免除されます。  
※多子判定は、原則、幼稚園は3歳～小学校3年生までの子、保育園(所)は0歳～就学前までの子になります。
- **0歳児から2歳児までの子どもたちについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。**

### 2. 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

- 恒常的な預かり保育について、無償化の対象となるには、野洲市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
  - 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
  - 新規の利用希望の方も含め、申請書とともに就労証明書など認定要件の確認書類を提出いただく予定です。
- おやつ代や一時的な預かり保育については、保護者の負担があります。
  - 一時的な預かり保育は利用できる回数を増やし、利便性を向上させる予定です。
  - これまで預かり保育料に含まれていたおやつ代については、実費として幼稚園にお支払いいただくこととなります。

### 3. 認可外保育施設等を利用する子どもたち

- 無償化の対象となるためには、野洲市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 対象となる施設や事業は、**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**になります。
  - **市内の幼稚園、保育園(所)を利用している方は無償化の対象となりません。**